

宇部市低入札価格調査実施要領

(平成13年11月30日制定)

1 趣旨

この要領は、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）第120条の規定に基づく「最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合」（以下「低入札価格調査制度」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 調査基準価格の設定

工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合で、当該申込み（入札）に係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費＋共通仮設費の9／10＋現場管理費の8／10＋一般管理費等の7／10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）とする。

(2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費＋共通仮設費の9／10＋現場管理費の8／10＋一般管理費等の7／10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨て）とする。

3 調査の対象

総合評価競争入札方式により落札者を決定する工事で、入札価格が調査基準価格を下回ったものとする。

4 入札参加者への周知

低入札価格調査制度により調査基準価格を下回る入札は、必ずしも落札者とならず直ちに入札を打ち切り、調査後改めて落札者を決定することがある旨を入札執行前に

周知しておく。

5 入札の執行

入札の結果、調査基準価格未満の入札が行われた場合は、入札執行者は「調査基準価格未満の入札があったので落札決定を保留する」旨を宣言し、入札を終了する。

6 調査の実施

(1) 入札終了後、調査基準価格未満の入札者に対し、契約課及び工事担当課は、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを、当該入札者から提出させた次の事項について調査する。

ア その価格で入札した理由及び入札価格の内訳書（様式第4号）

イ 手持工事の状況（様式第5号）

ウ 手持資材及び資材購入予定の状況（様式第6号及び第7号）

エ 手持機械の状況（様式第8号）

オ 労務者の確保計画（様式第9号）

カ 安全対策の計画（様式第10号）

キ 技術者等の配置計画（様式第11号）

ク 過去に施工した公共工事の成績（様式第12号）

ケ 建設副産物の搬出予定の状況（様式第13号）

コ 下請予定業者の状況（様式第14号）

サ 経営内容状況及び信用状況

シ その他

(2) 5により落札決定を保留した場合は、次の調書を作成する。

ア 調査基準価格算定調書（様式第1号）

イ 調査書（様式第2号）

(3) 調査項目により審査した結果について決裁を受ける。

7 判断基準

調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断は、別に定める判断基準に基づき行うものとする。

8 調査結果の通知

(1) 当該入札者を落札者とする場合

調査の結果、当該入札者と契約しても契約の内容に適合した履行がされると認め

たときは、当該入札者に対して落札の決定があった旨を通知するとともに、当該入札者以外の入札者に対して適宜の方法により通知する。

(2) 当該入札者を落札者とししない場合

ア 調査の結果、当該入札者と契約することによって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該入札者に対して落札者とししない旨を適宜の方法により通知する。

イ 次順位以下の入札者（調査基準価格以上での入札者）を落札者と決定し、直ちにその入札者に落札の決定があった旨を通知するとともに、当該入札者以外の入札者に対して適宜の方法により通知する。

9 調査結果の公表

低入札価格調査の実施概要（様式第3号）を8により通知した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで契約課において閲覧に供するとともに、インターネットで公表する。

10 契約後の取扱い

本調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事については、施工体制等の点検を強化するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 低価格入札に対する取扱方針（平成11年8月2日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行し、同日以降指名の通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行し、同日以降公告、公募又は指名の通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月14日から施行し、同日以降公告、公募又は指名の通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行し、同日以降公告、公募又は指名の通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行し、同日以降公告、公募又は指名の通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行し、同日以降公告、公募又は指名の通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行し、同日以降公告、公募又は指名の通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行し、同日以降公告、公募又は指名の通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行し、同日以降公告、公募又は指名の通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行し、同日以降公告、公募又は指名の通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行し、同日以降公告、公募又は指名の通知を

するものから適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降公告、公募又は指名の通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行し、同日以降公告、公募又は指名の通知をするものから適用する。